

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）

令和元（2019）年9月3日
企業会計審議会

一 経緯

近時、我が国では、不正会計事案を契機として、改めて財務諸表監査の信頼性が問われている状況にあり、その信頼性を確保するための取組みの一つとして、財務諸表利用者に対する監査に関する情報提供を充実させる必要性が指摘されている。

当審議会は、財務諸表監査における監査報告書の「監査上の主要な検討事項」の記載に加え、国際的な監査基準で、監査報告書の記載内容の明瞭化や充実を図ることを目的とした改訂が行われていることを踏まえ、財務諸表監査における監査報告書の記載区分等に関する事項について審議を行い、「監査基準の改訂に関する意見書」を平成30（2018）年7月5日に公表した。

財務諸表監査における監査報告書の記載区分等が改訂されたことに伴い、原則として、合わせて記載するものとされている内部統制監査報告書についても改訂する必要があることから、このたび企業会計審議会において「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」をとりまとめたので、これを公表し、広く各界の意見を求めるこことした。

二 主な改訂点とその考え方

内部統制監査報告書の記載区分等

現行の我が国の財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準では、内部統制監査報告書には、内部統制監査の対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を区分した上で記載することが求められている。

この点に関して、以下の通り改訂を行うこととする。

- ・ 監査人の意見を内部統制監査報告書の冒頭に記載することとし、記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠区分を設ける
- ・ 経営者の責任を経営者及び監査役等（監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会をいう。）の責任に変更し、監査役等の財務報告に係る内部統制に関する責任を記載する

三 実施時期等

- 1 改訂基準及び改訂実施基準は、令和2（2020）年3月31日以後終了する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から適用する。なお、改訂基準及び改訂実施基準を適用するに当たり、関係法令等において基準及び実施基準の改訂に伴う所要の整備を行うことが適当である。

2 改訂基準及び改訂実施基準を実務に適用するに当たって必要となる内部統制監査の実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。